

社会保障・税番号制度「マイナンバー」について

1. マイナンバーってなに？ 何のために導入されるの？

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有する全ての方に1人に1つの番号（12桁）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の国や地方の機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であることを確認するために活用されます。

2. マイナンバーのメリットってなに？

①行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減します。

各種申請書などへ住民票、納税証明書、所得証明書などの添付資料が減ります。

②行政手続きが効率化し、行政コストが削減されます。

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。

③不正防止・弱者救済につながります。

所得や年金などの支払い記録を正しく把握し、生活保護の不正受給、年金の支給漏れなど未然に防ぐことにつながります。
また、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

3. 通知カードを受け取りましたか？

通知カードは、本町の場合、10月30日から11月13日までの間に、郵便局から簡易書留で各世帯に配達されました。未配達となった通知カードは、郵便局での保管期間経過後、郵便局から役場へ戻ってきています。

通知カードを受け取っていない方は、役場で保管されている可能性がありますので、本人確認に必要なものを持って、町住民生活課住民・国保グループ（窓口①）まで受け取りに来てください。

通知カード



7. 教えてマイナンバー (Q&A)

Q 個人番号カードに有効期限はありますか？

A 20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮し5年としています。(※通知カードには有効期限はありません。)

Q 「個人番号カード」は、どのように申請し、受け取ることができますか？

A 通知カードに同封されている交付申請書に規定の証明写真を貼付け、返信用封筒(同封)を利用して郵送申請してください。交付準備が整いしだい、町担当課から「交付通知書」を郵送しますので、担当窓口でご本人確認の上、受け取ることができます。

Q マイナンバー制度によって個人情報が一元管理されるのではないか？

A 一元化はされません。たとえば、年金についての情報は日本年金機構、地方税についての情報は市区町村がこれまでどおり管理し、必要に応じて情報の照会・提供が行われます。

Q もしマイナンバーが漏えいしたら、なりすましされて悪用されるのではないか？

A 万が一、マイナンバーが漏えいした場合であっても、マイナンバーだけで手続きを行うことはできませんので、それだけでは悪用されません。なお、マイナンバーが漏えいし、不正に利用される恐れがあると認められる場合は、マイナンバーを変更することが可能です。

Q 「個人番号カード」の交付申請にお金はかかりますか？

A 今のところ、初回の個人番号カードの発行手数料は無料です。ただし、紛失時の再交付には、1枚につき800円(※通知カードは500円)がかかります。

マイナンバーカードは、紛失しないよう大切に保管しましょう！